

決議案第 1 号

新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動の調査に関する決議案

新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動の調査に関し、次のとおり決議する。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

守口市議会議員	高	島	賢
同	杉	本	悦 子
同	竹	嶋	修一郎
同	松	本	満 義
同	水	原	慶 明
同	福	西	寿 光

記

新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 令和2年4月6日から同月16日までの間における、市議会特定会派・議員による不適切活動の事実経過の確認

- ① 新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中の職員を長時間拘束する等により行政事務を妨害したとされること
 - ア 職員に長時間の対応を強いたとされること
 - イ 心理的圧迫を与える聴取態様であったとされること
 - ウ 虚偽の事実発信をしたとされること
- ② 執拗な感染者特定をしようとしたとされること
- ③ 権限を逸脱した自宅待機命令をしたとされること
- ④ 再三にわたる謝罪要求を行ったとされること
- ⑤ 本件に係る大阪府守口保健所の指導内容等に関すること

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員7人からなる新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限を上記特別委員会に委託及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

以上、決議する。

令和2年5月20日

守 口 市 議 会